



## 「第9次総量削減計画（素案）」及び「総量規制基準（素案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

瀬戸内海の水質について、汚濁負荷量の軽減による良質な水質と生物多様性や生産性など自然の恵みが享受できる「とくしまのSATOUMI（里海）」の実現を目指すため、第9次総量削減計画の策定と総量規制基準の設定を進めているところです。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

令和4年6月13日（月）～ 令和4年7月12日（火）（必着）

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日を除く））



### 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 危機管理環境部 環境管理課 水質担当

電話：088-621-2332 FAX：088-621-2847

メールアドレス：kankyokanrika@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行  
（パブリックコメント）



### Q1 「総量削減計画」ってどんな計画？

瀬戸内海を現在の水質から悪化させないために、化学的酸素要求量（COD）と窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を定め、多種多様な水質保全対策を行い、良好な水質を次世代に継承するための計画です。

瀬戸内海など閉鎖性海域では、排水基準に加え、海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する総量削減制度が導入されています。この制度では、県は、国が示した削減目標を達成するため、必要な事項を定めた総量削減計画を策定します。



### Q2 「総量規制基準」って何？

総量削減計画で策定した削減目標量を達成するために、特定事業場（1日あたりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上）から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度のことです。



### Q3 どんな意見を出せばいいのですか？

「総量削減計画（素案）」や「総量規制基準（素案）」について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見やご提案をお寄せ下さい。

（ → 別添資料を参照してください。）



### Q4 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。